# 総論

#### 第1節 計画策定の背景

南牧村の65歳以上の高齢者人口は、平成18年の1,613人をピークに減少に転じ、平成26年度1,288人(平成27年1月1日)、平成29年度は1,188人と推計されますが、総人口に占める65歳以上の高齢化率は、平成26年度の58%(平成27年1月1日)から平成29年度には62%と上昇し、高い高齢化率が継続すると見込まれます。

また、高齢化率の上昇に伴って、寝たきりや認知症等の重度介護高齢者の 増加も見込まれます。南牧村老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画は、 地域包括ケアシステムの実現に向けた体制づくりに努めてきました。

今回「南牧村老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画」では、「持続的な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成 25 年 12 月施行)や「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成 26 年 6 月公布)に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を図り、第5期で開始した地域包括ケアシステムの構築に向けた方向性を継承しつつ、平成 37 年度(2025年)までの中長期的な視野を取り入れた新たな計画を策定するものです。

#### 第2節 計画の課題

- 1、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できる環境
  - ・医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づき、取り組むことが重要です。
  - ・その地域に居住する高齢者ごとの的確な把握、具体的には、①どこに、②どのような支援を必要としている高齢者が、③どの程度生活しているのか、等をより的確に把握し、より地域の実情に応じたサービスの提供が必要です。
- 2、自分らしい豊かな高齢期をつくることのできる高齢者地域参画
  - ・健康寿命の延伸は、壮年期より健康づくりを行うよう、一人ひとりの健康意識の向上とそれに対する支援づくりの環境を進めることが重要です。
  - ・趣味や余暇活動や自らの知識・経験を生かした就労や地域づくり貢献等、 多様な関わり合いの中で、様々な社会参画の場と機会があることが重要で す。
  - ・高齢者虐待やその他様々な権利侵害がないように、一人ひとりの意思が 尊重され、権利が守られる支援体制が必要です。

#### 第3節 計画の理念・目的・基本方針

南牧村では、前期計画において、高齢者が引き続き住み慣れた地域の中で安心して生きがいのある生活や明るく活力のある高齢社会の実現に向け、介護サービスや保健福祉サービスを提供するとともに、積極的な社会参加を促すことを重点とした体制づくりを推進してきました。

今期計画においては、高齢者の健康寿命の延伸と社会参画を念頭に置きながら、高齢者のニーズを尊重した介護予防・健康づくりと社会参画への取組を行うとともに、前期より引き続き地域包括ケアシステムの構築に向けた体制・整備の取り組みに向けた推進をするとともに、中長期的な視野も取り入れ、地域の実情に合った高齢者と地域住民の多様で参画的な支援づくりも推進します。

#### 基本目標1 地域包括ケアシステムの構築

#### 施策展開の視点

高齢者が住み慣れた地域で自立し安心して暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できるように、各分野においての協力体制の強化と、地域住民との連携支援等の構築に向け、一体的な協働活動を推進する。

## 基本目標2 高齢者の居住環境の整備

#### 施策展開の視点

高齢者が住み慣れた地域で自立し安心して暮らしが続けられるよう、地域の実情を踏まえた連携体制の強化を推進し、地域の見守り体制の整備充実や支えあいの推進、高齢者の権利擁護の推進も図ります。

また、独居となり一人暮らしに不安を抱える方等へ南牧村で安心して暮らせるように高齢者集合住宅施設等の施設整備も行います。

#### 基本目標3: 高齢者の生きがい対策、社会参加の推進

#### 施策展開の視点

高齢者が社会の重要な一員として生きがいを持って暮らしていくことができるよう、自らの知識や経験を生かした就労場所の提供や地域への貢献参加等を支援していきます。また、生涯学習・生涯スポーツへの参加の促進、交流機会の拡充等、積極的に地域社会に参加できる環境づくりも推進します。

## 基本目標4: 健康寿命の延伸を目指した健康づくり

#### 施策展開の視点

明るく活力のある生活を実現するには、高齢者一人ひとりが健康を意識し生活することが大切です。

高齢者の食生活改善、体力づくりの推進、閉じこもり防止に向け、地域住民やボランティア等の協力のもと、各地域に合ったサロンや居場所づくりを行います。高齢者と住民等が、一緒に健康について共感しあえる場所の提供や支援を積極的に推進し、地域一体となった健康づくりを形成し、健康で豊かな老後を目指します。

## 基本目標5:安定した介護保険サービスの提供

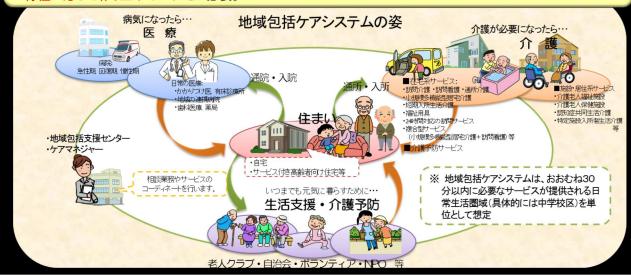
#### 施策展開の視点

中長期的な視野で、介護保険制度の円滑かつ適正な運営と安定した継続性の確保をするために、介護給付の適正化、認定調査の公正化、介護保険事業者等への指導強化を推進し、被保険者が納得できる介護保険制度を目指します。また、介護を要する高齢者及びその家族が安心して利用できる介護保険サービスの提供を図ります。

## 地域包括ケアシステムについて

## 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域 包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の 特性に応じて作り上げていくことが必要。



#### 第4節 法令等の根拠

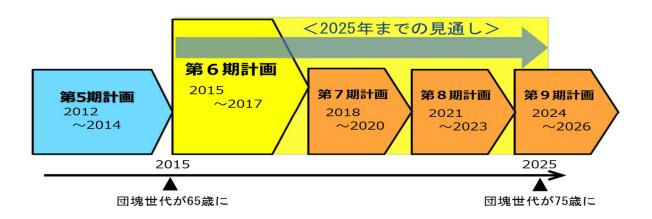
老人福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者を取り巻く課題に対し、解決する方策と目指す目標を定め、具体的に施策を展開していくための計画です。 法的な位置づけとしては、「老人福祉計画」が老人福祉法第20条の8に、「介護保険事業計画」は介護保険法第117条により、策定が義務付けられています。

この2つの計画は老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の6で一体のものとして定めるよう規定されていることから、「南牧村老人福祉計画・介護保険事業計画」として策定するものです。

#### 第5節 計画期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

また、策定にあたっては、10年後の平成37年までを見通し、地域包括ケアシステムを段階的に構築することを目標として、第6期計画においても取り組むべき施策を推進します。



## 第6節 計画策定に向けた取組

今期計画策定のための基礎資料とするため、実態把握調査を実施しました。

◎老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定のための実態把握調査

調査対象者:平成26年6月現在で65歳以上の方のうち、介護認定を

受けてない者100人、要支援者20人、要介護者20人を無作為抽出

実施日:平成26年6月

対象者数:140人

回収:121人(回収率86%)

## 第7節 他制度による計画等の整合・調和

この計画は、南牧村の村政運営の方向性を定める「第四次南牧村総合計画」に基づいて策定するものです。

また、群馬県が策定した「群馬県高齢者福祉計画」、「群馬県介護給付適正化計画」等と連携しています。

## 第2章 高齢者・要介護(要支援)認定者の現状

## 第1節 高齢者の現状

## (1) 高齢者人口の推移

1)	高齢者人口の	推移	(基準日:10月1日)		
		総人口	65~74 歳	75 歳以上	高齢化率
		(人)	(人)	(人)	(%)
第	平成 21 年	2,694	545	983	56.72
4	平成 22 年	2,589	500	967	56.66
期	平成 23 年	2,512	464	959	56.65
第	平成 24 年	2,415	433	924	56.19
5	平成 25 年	2,326	423	917	57.60
期	平成 26 年	2,239	410	896	58.32

## (2)ひとり暮らし高齢者の推移

		男(人)	女 (人)	計 (人)	65歳以上人口に 対する一人暮らし 高齢者の割合 (%)
第	平成 21 年	59	175	234	15.3
4	平成 22 年	62	178	240	16.4
期	平成 23 年	58	182	240	16.9
第	平成 24 年	63	174	237	17.5
5	平成 25 年	62	178	233	17.4
期	平成 26 年	68	181	249	19.1

(基準日:6月1日)

(基準日:10月1日)

## 第2節 要介護(要支援)認定者の現状

## (1)要介護(要支援)認定者の推移

		第 1 号被保険者	第 1 号要介護 (要支援)認定者	第1号被保険者における認定率
			(人)	(%)
第	平成 21 年	1,534	287	18.7
4	平成 22 年	1,481	307	20.7
期	平成 23 年	1,432	320	22.3
第	平成 24 年	1,384	287	20.7
5	平成 25 年	1,376	294	21.4
期	平成 26 年	1,346	296	22.0

## (2)要介護度別要介護認定者の推移

		支援1	支援 2	経過的 措置	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	計
第	平成 21 年	12	52	0	32	65	55	34	37	287
4	平成 22 年	18	40	0	39	88	49	43	30	307
期	平成 23 年	19	54	0	31	78	64	41	33	320
第	平成 24 年	15	55	0	32	66	63	33	23	287
5	平成 25 年	11	50	0	35	66	77	38	17	294
期	平成 26 年	20	51	0	34	53	66	42	30	296

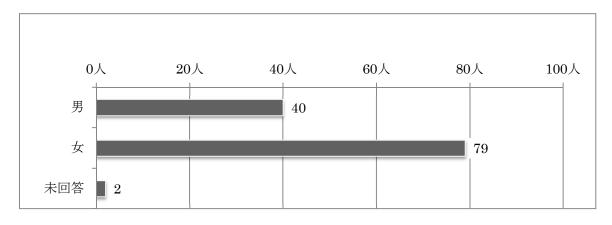
(基準日:10月1日)

## 第3節 高齢者実態把握調査

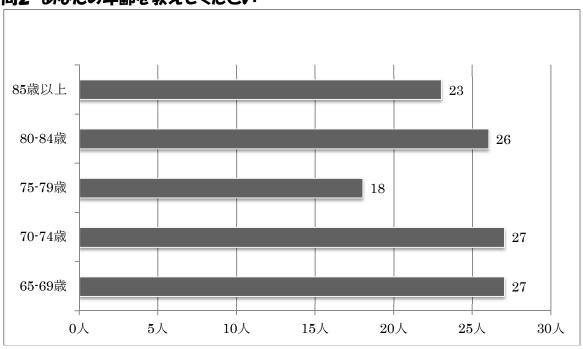
今回の計画を策定するにあたり、介護予防の推進、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等の様々な課題に対し、より積極的に対応するために、村内の65歳以上の方の中から140人を抽出し、高齢者実態把握調査を行いました。(回収率86%)

## ~調査の結果~

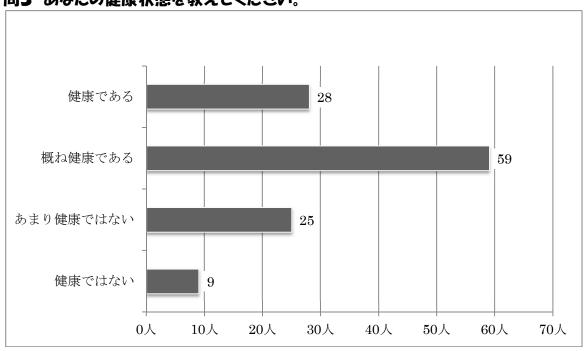
## 問1 あなたの性別を教えてください



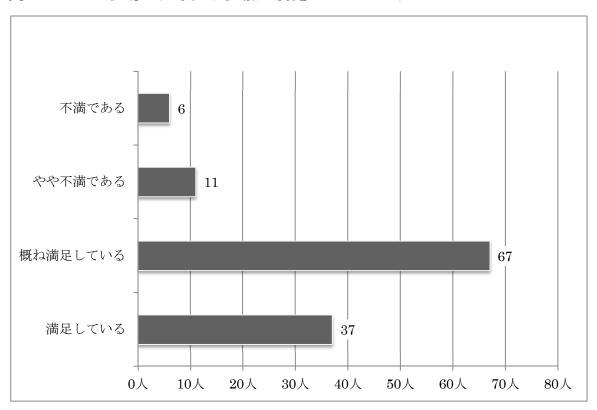
## 問2 あなたの年齢を教えてください



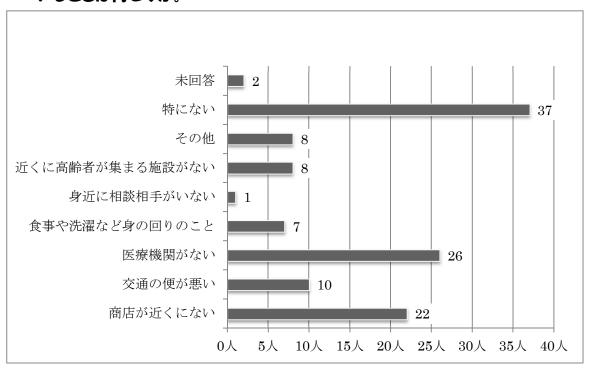
## 問3 あなたの健康状態を教えてください。



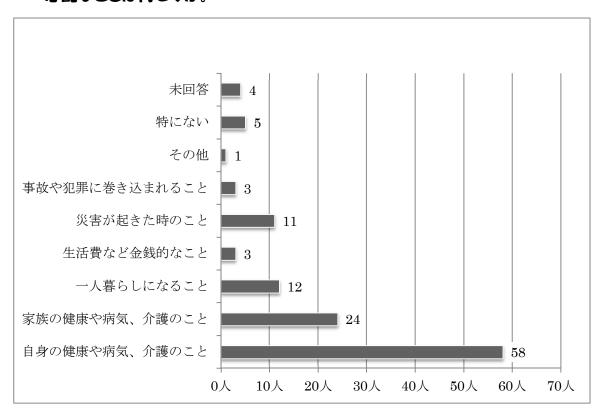
## 問4 あなたは自分の日常生活全般に満足していますか。



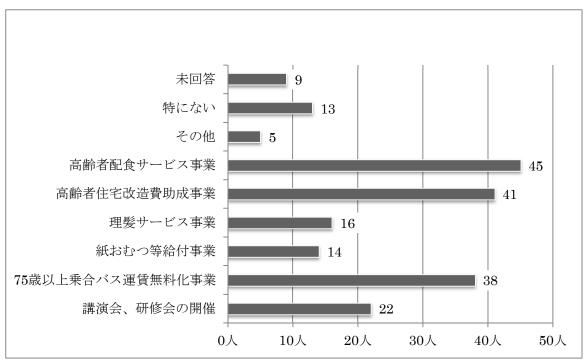
問5 あなたが日常生活を送っているなかで、いちばん困っていることや不便に感じていることは何ですか。



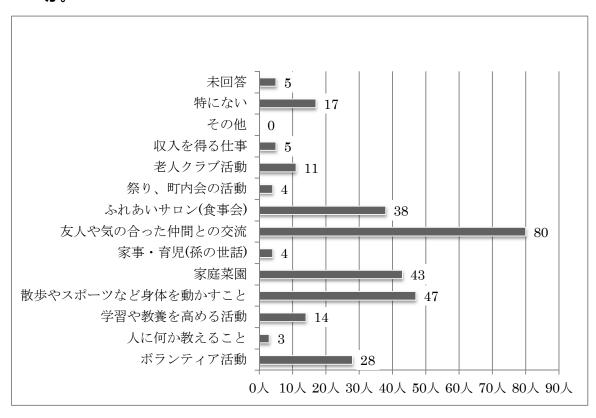
問る あなた自身や家族の将来を考えたとき、いちばん不安に感じていることや 心配なことは何ですか。



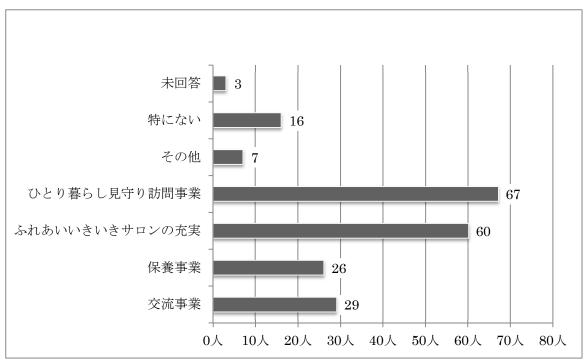
問7 あなた自身が住み慣れた地域で生活していくために特に必要だと思う事業は何ですか。



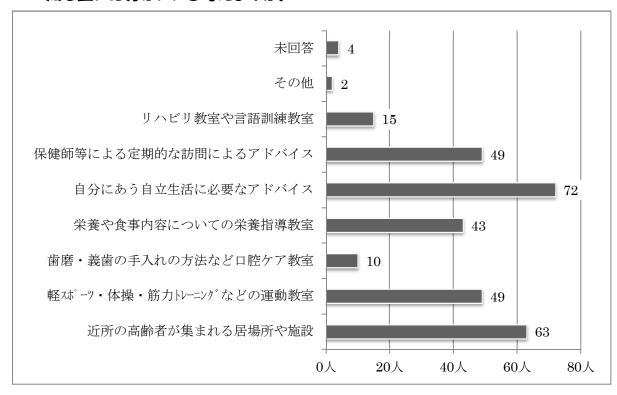
問8 あなたが「生きがいを感じること」、「今後やってみたいこと」はどんなことですか。



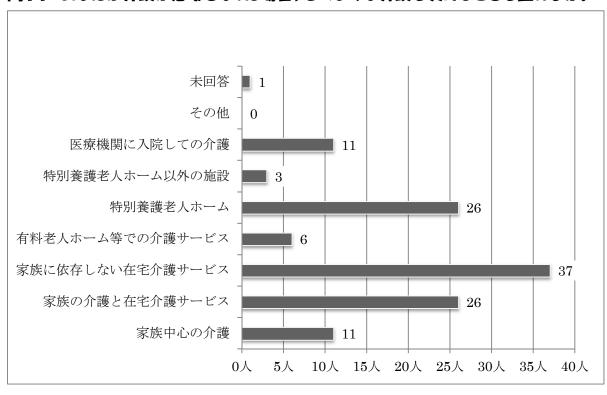
問9 一人暮らし高齢者の方が住み慣れた地域で生活していくために特に必要だと 思う事業は何ですか。



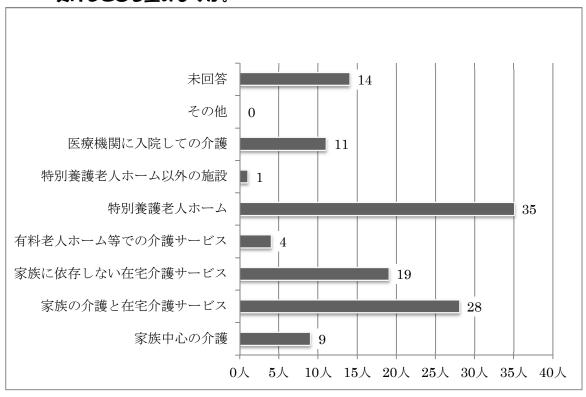
問10 あなたが今後介護を必要とする状態にならないために、どのようなことに重点を置いた方がいいと考えますか。



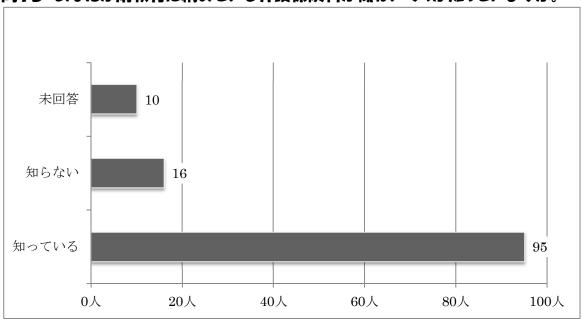
## 問11 あなたが介護が必要となった場合、どのような介護を受けることを望みまか。



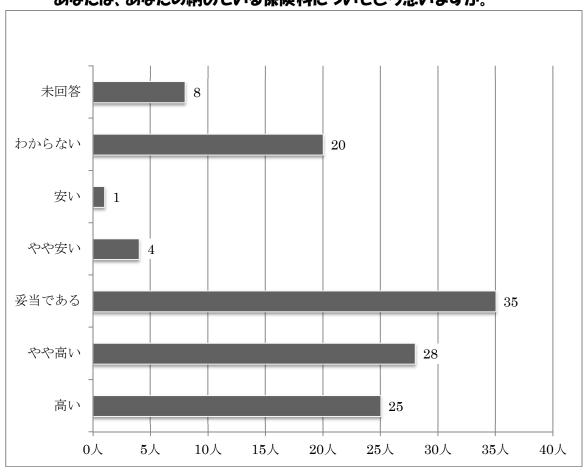
問12 あなたの配偶者や近親者が介護が必要となった場合、どのような介護を 受けることを望みますか。



問13 あなたが南牧村に納めている介護保険料が概ねいくらか知っていますか。

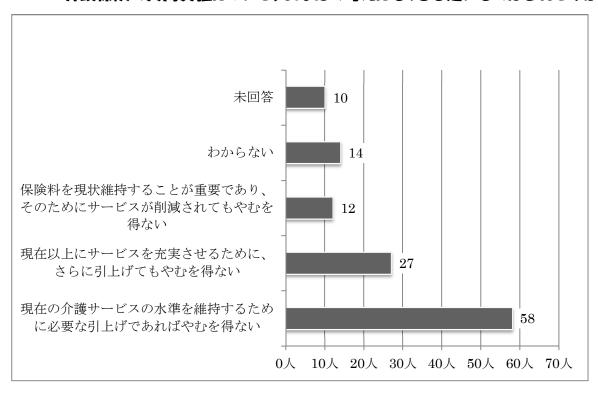


問14 65歳以上の方が納める保険料の南牧村の平均月額は、約5千円です。 あなたは、あなたの納めている保険料についてどう思いますか。

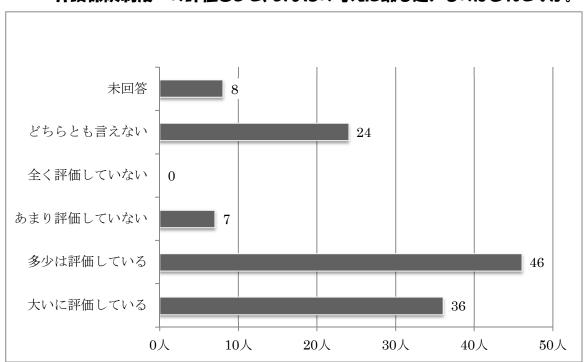


問15 介護保険料は、介護保険サービスの提供量によって決まる仕組みになっています。

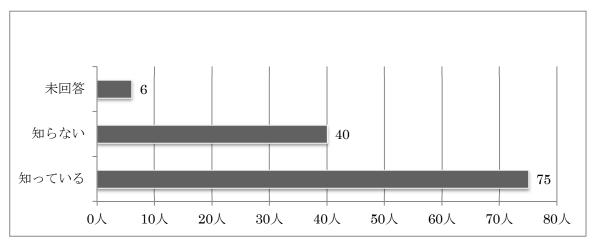
介護保険の費用負担について、あなたの考えにもっとも近いものはどれですか。



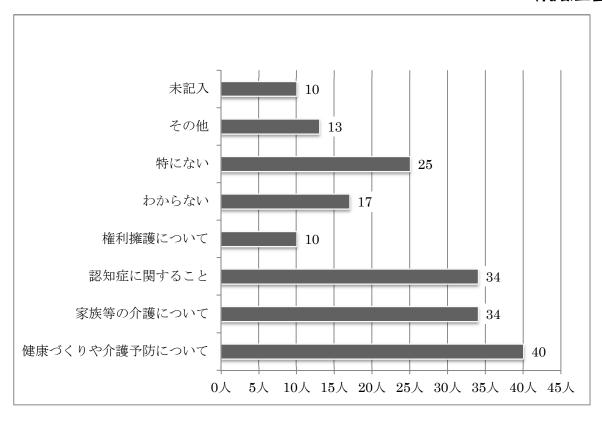
問16 介護保険制度は平成12年に創設され、14年が経過しました。 介護保険制度への評価として、あなたの考えに最も近いものはどれですか。



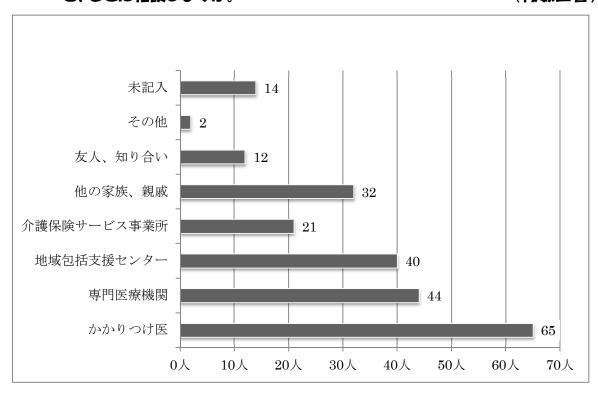
問17 介護や保健、福祉などさまざまな面から地域で暮らす高齢者の皆さんを支える ための拠点として「地域包括支援センター」が設置されています。 あなたは「地域包括支援センター」の存在を知っていますか。



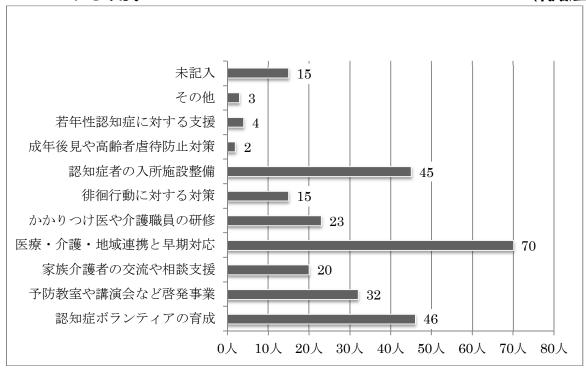
問18 「地域包括センター」では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、様々な相談に応える総合相談支援業務を行っています。 あなた自身や家族のことで相談してみたいことがあれば教えてください。 (複数回答)



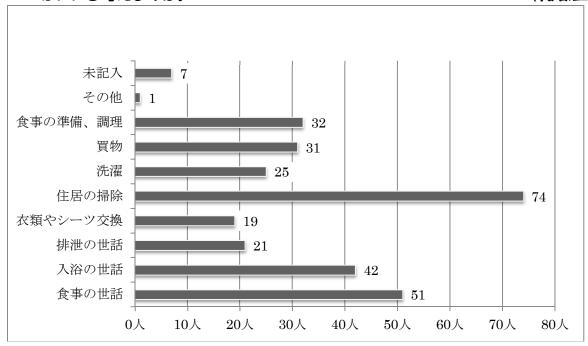
問19 認知症についてお聞かせください。あなた自身や家族が認知症の心配があるとき、どこに相談しますか。 (複数回答)



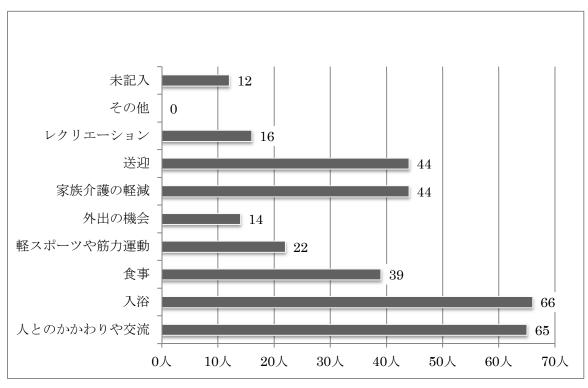
問19-2 今後認知症対策を進めていくうえで、どのようなことに重点を置いた方が良いですか。 (複数回答)



問20 訪問介護(ホームヘルプサーヒズ)を実施する場合、どのようなことに重点を置いた方がいいと考えますか。 (複数回答)



問20 通所介護(デイサービス)を実施する場合、どのようなことに重点を置いた方がいい と考えますか。 (複数回答)



# I 老人福祉計画

#### 第1節 老人福祉計画策定の背景

南牧村の人口は、平成元年の4,788人から平成26年の2,277人とこの25年余りで約5割、また人数で2,500人以上の減少が続いています。近年は転出などの社会的減少よりも、死亡数から出生数を除いた自然的減少が大きく上回る状況にあります。

これらの状況から、国立社会保障・人口問題研究所の推計では平成37年には総人口が1,358人となり、高齢化率は67%となる見込みです。

#### 第2節 老人福祉計画策定の課題と目標

高齢者の増加に伴って、寝たきりや認知症等の介護を必要とする高齢者が 急速に増えてきています。

この老人福祉計画は、本村に暮らす高齢者が「生涯青春」、「生涯現役」で 生きがいを持って暮らせることを支援するために策定するものです。

平成12年に介護保険制度開始以来高齢者施策のため、平成20年には後期高齢者医療(長寿医療)制度が、平成25年12月には「持続的な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」施行、平成26年6月には「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」公布と高齢者を重視する法改正が行われてきており、高齢者の福祉・介護・保健・医療の在り方もその都度見直されています。

今期計画においても社会的弱者が地域住民の温かい援助や、心のふれあいを大切にしながら、生きがいを持って自立した生活ができる基盤の確立と思いやりのある地域社会の建設を目指します。そして人材、組織の育成及び施設の整備を推進し、高齢者が安心安全な生活が送れる地域社会を目指します。

## 第2章 老人福祉計画の内容

高齢化が急速に進み、ひとり暮らしや二人暮らしの高齢者世帯が急増しています。

高齢者の多くは、引き続き住み慣れた地域の中で生活したいと願っています。こうした高齢者が、生きがいを持ち、安心して生活できるように在宅福祉を中心とした介護サービスや保健福祉サービスを提供するとともに、生きがいづくりのための事業を推進し、積極的な社会参加を促します。

また、南牧村社会福祉協議会や南牧村民生委員児童委員協議会等関連する機関と連携し、高齢者の生活全般をサポートできる体制づくりも推進します。

## 第1節 在宅高齢者の支援事業

#### 1. 敬老事業

高齢者の長寿をお祝いするため、村内の80歳・85歳・90歳・95歳・100歳・101歳以上の高齢者に敬老祝金の贈呈や75歳以上の高齢者を対象として敬老会等の敬老事業を実施します。

#### 2. ひとり暮らし高齢者保養事業・交流事業

ひとり暮らし高齢者対策として、孤独感解消・健康維持及び機能低下防止のため、また、住民どうしの親睦や交流を図ることを目的として実施します。

#### 3. ひとり暮らし等見守り活動事業

ひとり暮らし高齢者等の安否確認のため見守り活動を支援します。

#### 第2節 生きがいづくり及び就労対策事業

#### 1. 老人クラブ活動の助成事業

老人クラブ活動を通して高齢者がより魅力的な活動を模索し、個人の技能 や知識及び趣味に合わせた活動・リーダーの育成及び相互扶助の観点から、 社会の変化に対応した新鮮な活動を創造していくことを支援します。

#### 2. 生涯学習・スポーツ活動助成事業

高齢者が充実した生活を送るため、生涯学習講座や文化的な活動、また、 高齢者向けスポーツ教室やスポーツ大会の支援を行い、高齢者の社会参加や 健康づくりを推進します。

## 3. 高齢者能力活用センター運営事業

高齢者は、持っている技能や経験を生かしながら、働くことによって自らの生きがいを高めています。そのことにより健康な毎日を過ごし、活力ある地域社会づくりを推進していくための支援を行います。

#### 第3節 生活の安全・安心確保対策事業

#### 1. 高齢者等安否緊急通報システム設置事業

ひとり暮らし等の高齢者が、急病や災害等の緊急事態に敏速な対応ができるよう通報装置を貸与することにより、高齢者の生活不安の解消及び人命の安全を確保するとともに、在宅福祉の向上を図ることを目的として実施します。

#### 2. 緊急医療情報提供事業

高齢者や障害者などの安全・安心を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報や薬剤情報等を専用の容器(緊急医療情報キット)に入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、万一の緊急時に備えます。

持病や服薬等の医療情報を確認することで、適切で迅速な処置が行えること、また、緊急連絡先の把握により、親族や医療機関等への早速な連絡が可能となり、高齢者が安心して生活できるよう目指します。

#### 第4節 高齢者施策として検討実施する事業

現在国においては、65 才以前から地域において様々な活動ができる環境 づくり事業を検討しています。南牧村もこうした国の考えに沿い高齢者のみ 重視するのではなく、地域住民も含めた高齢者施策を推進していきたいと考 えています。本計画において、高齢者実態把握調査の結果を踏まえ介護保険 関係事業以外で高齢者が必要としている下記事業の検討を行うとともに、地 域住民と一緒に活動できる事業や高齢者が活用できる地域資源を、南牧村社 会福祉協議会や南牧村民生委員児童委員協議会等関連する機関と一緒に協 議し、本計画期間で実施していきます。

- 高齢者が安心して居住できる高齢者集合住宅整備事業
- 高齢者の個々の得意な面を生かしたボランティア活動が行える事業
- 高齢者が安心して生活できる環境を整えるための住宅改造費助成事業 (バリアフリー化等)
- 高齢者世帯が誰でも申し込める配食サービス事業
- 各地域で近所の地域住民と高齢者が気軽に集まれる居場所づくり事業
- 高齢者が健康で自立した生活を送れるよう専門職等による生活アドバイス事業
- 地域住民と高齢者が軽スポーツや散歩等の日常的に取り組める運動等 を行う際に支援や助成を行う事業
- 地域住民や高齢者どうしのふれあいや交流ができる事業
- 高齢者の買物弱者施策として、高齢者集落への生鮮食品宅配や移動販売 車及び高齢者が買物に出かけられる交通施策等、高齢者の買物支援を 行う事業

Ⅱ 第6期介護保険事業計画

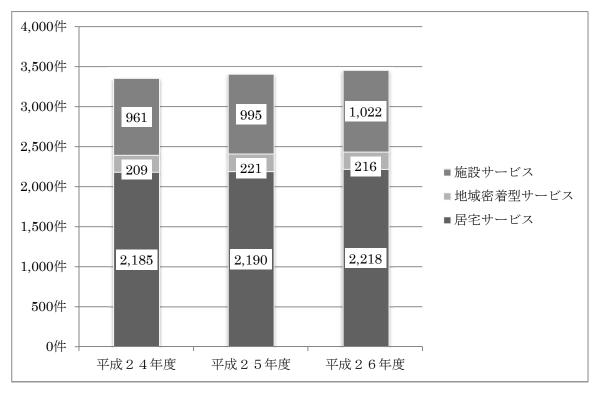
## 第1章 介護保険事業の現状

## 第1節 給付事業の現状

## 1. サービス受給者数の推移

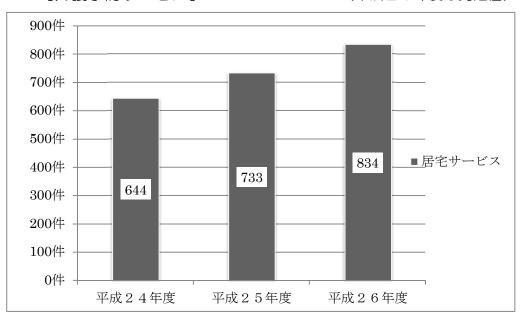
【介護サービス】

(平成26年度は見込値)



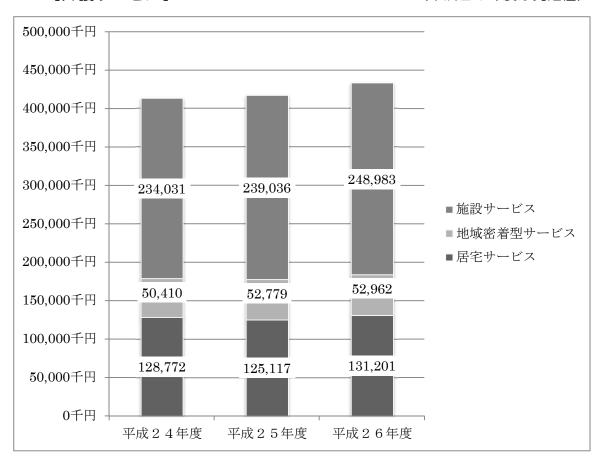
## 【介護予防サービス】

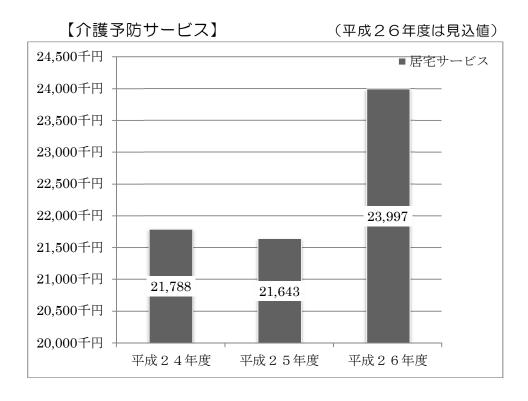
## (平成26年度は見込値)



## 2. サービス給付費の推移 【介護サービス】

(平成26年度は見込値)





## 3. サービス資源の現状

村内における平成26年度末現在のサービス基盤の現状は以下のとおりです。

サービス	単位	<u> </u>	
居宅サービス	通所介護	定員	35
		施設数	1
	訪問介護	施設数	2
	居宅療養管理指導	施設数	1
	短期入所生活介護	定員	10
		施設数	1
地域密着型サービス	認知症対応型共同	定員	9
	生活介護	施設数	1
施設サービス	介護老人福祉施設	定員	50
		施設数	1

○介護サービスとは

要介護1から要介護5の方が利用できるサービスです。

○介護予防サービスとは

要支援1、要支援2の方が利用できるサービスです。

〇居宅サービスとは(介護予防含)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、 短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修、

特定施設入居者生活介護、居宅介護支援・介護予防支援

〇地域密着型サービスとは(介護予防含)

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

○施設サービスとは

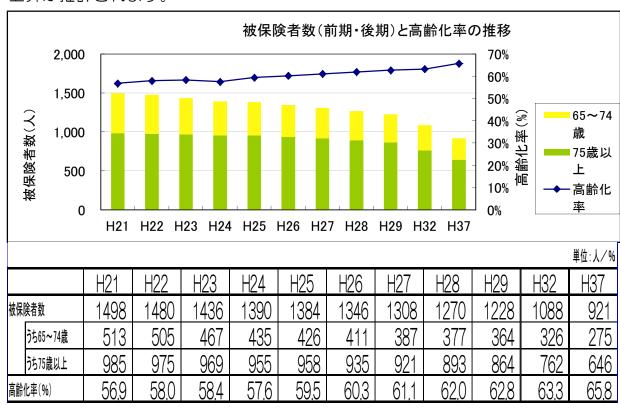
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

## 第2章 介護保険事業計画の概要

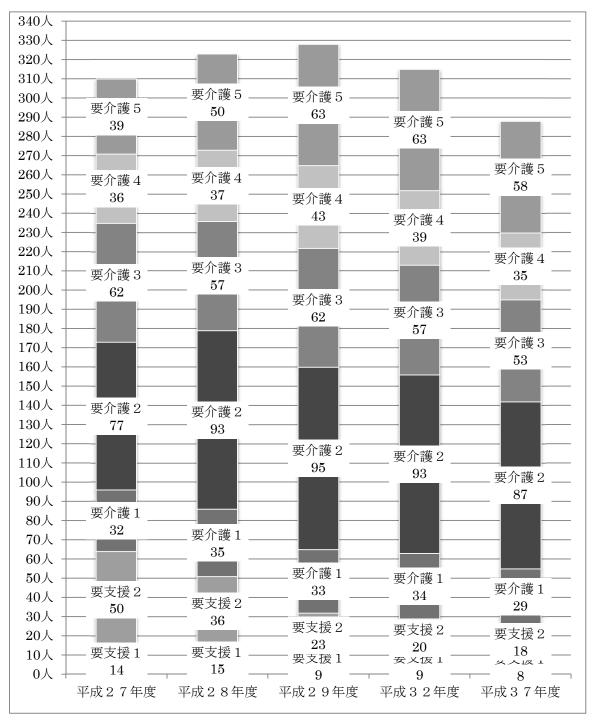
## 第1節 人口及び被保険者数の推計

平成 21 年から平成 37 年までにおける総人口及び被保険者数の推計は、次のとおりです。

総人口、高齢者人口は減少傾向にありますが、高齢化率は毎年1%程度の 上昇が推計されます。



第2節 要介護(要支援)認定者数の推計 認定者数の推計は次のとおりです。要介護(要支援)認定者数は増加が 見込まれます。



第 1 号	1,308 人	1,270 人	1,228 人	1,088 人	921 人
被保険者 認定者	311人	322 人	329人	315人	287人
認定率	23.8%	25.4%	26.8%	29.0%	31.2%

## 第3節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定は、地理的条件、社会的条件等考慮し決定します。 南牧村は南牧村全域を日常生活圏として設定し、介護サービスの必要量や 地域密着型サービスの適正かつ計画的な整備を図ります。

## 第3章 介護給付費等対象サービスの計画

#### 第1節 居宅サービス

居宅介護等サービスの利用見込人数・回数・給付費は、次のとおりです。

## 1. 訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
マルかん	人 数(延人)	240	168	84
予防給付	給付費(千円)	4,584	3,207	1,666
	人 数(延人)	540	528	600
介護給付	回数(延回)	6,794	6,852	5,948
	給付費(千円)	17,229	18,030	17,008

#### 2. 訪問入浴介護

移動入浴車等で訪問し、入浴の介助を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	人 数(延人)	12	12	12
介護給付	回 数(延回)	65	67	68
	給付費(千円)	736	759	772

<sup>※</sup>予防給付の利用は過去の実績を勘案し、サービス量は見込んでいません。

## 3. 訪問看護

看護師等が訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	人 数(延人)	24	24	36
介護給付	回 数(延回)	42	30	71
	給付費(千円)	83	61	490

<sup>※</sup>予防給付の利用は過去の実績を勘案し、サービス量は見込んでいません。

## 4. 訪問リハビリテーション

リハビリ(機能回復訓練)の専門家が訪問し、リハビリを行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	人 数(延人)	12	12	12
介護給付	回 数(延回)	25	20	16
	給付費(千円)	75	61	46

<sup>※</sup>予防給付の利用は過去の実績を勘案し、サービス量は見込んでいません。

## 5. 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が訪問し、薬の飲み方、食事等の 療養上の管理・指導を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人 数(延人)	12	24	12
	給付費(千円)	56	96	35
△誰紛⋻	人 数(延人)	60	96	120
介護給付	給付費(千円)	343	480	623

## 6. 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴等の介護や機能訓練を日帰りで行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人 数(延人)	372	372	192
הוישראלב	給付費(千円)	15,759	15,170	8,084
	人 数(延人)	768	744	768
介護給付	回 数(延回)	8,783	9,127	9,826
	給付費(千円)	73,341	76,791	84,530

## 7. 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人 数(延人)	12	12	12
הו פערמיר	給付費(千円)	237	237	237
	人 数(延人)	72	72	36
介護給付	回数(延回)	676	668	407
	給付費(千円)	4,700	4,850	2,974

## 8. 短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設や療養型施設等に短期間入所して、食事・入浴等の介護や機能回復訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	人 数(延人)	24	24	12
予防給付	日 数(延日)	50	50	25
	給付費(千円)	425	425	213
	人 数(延人)	300	300	300
介護給付	日 数(延日)	3,767	3,842	4,007
	給付費(千円)	26,003	27,710	29,098

## 9. 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で、食事・入浴等の介護や機能回復訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
乙烷纶母	人 数(延人)	48	168	216
予防給付	給付費(千円)	1,170	2,924	4,924
○誰於付	人 数(延人)	72	72	120
介護給付	給付費(千円)	1,832	1,832	5,495

## 10. 福祉用具貸与

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
乙烷纶母	人 数(延人)	216	180	60
予防給付	給付費(千円)	644	555	193
介護給付	人 数(延人)	576	564	588
八碳和加	給付費(千円)	6,830	7,267	8,234

## 11. 特定福祉用具購入

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人 数 (人)	2	3	2
ען פיינעיע ד	給付費(千円)	96	171	147
介護給付	人 数 (人)	2	3	7
ノー・受売しり	給付費(千円)	25	55	104

## 12. 住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく、上限20万円(自己負担1割)まで住宅改修費を支給します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人 数 (人)	24	36	24
	給付費(千円)	1,950	1,699	1,461
介護給付	人 数 (人)	36	36	36
八碳和划	給付費(千円)	4,425	4,534	5,240

## 13. 居宅介護支援・介護予防支援

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人 数(延人)	522	468	72
הנסעראבר	給付費(千円)	2,541	2,159	325
介護給付	人 数(延人)	1,104	1,092	1,032
ノーi支ボロ 19 	給付費(千円)	15,710	15,518	14,822

#### 第2節 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた 地域での生活を継続できるようにするためのサービスです。

このサービスは、南牧村がサービス事業者を指定し、原則として村民のみが利用できるものです。

また、様々な理由で村民が他の市町村にある事業者の利用を希望する場合がありますが、この場合については、他市町村の同意を得て、南牧村が当該事業所の指定をした上で利用することになりますが、指定する他市町村は甘楽富岡区域内に限ります。

地域密着型サービスの利用見込人数・給付費は、次のとおりです。

## 1. 小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「短期間の宿泊」等 を組み合わせて、食事・入浴等の介護や支援を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	人 数(延人)	72	84	96
八碳和沙	給付費(千円)	14,073	16,076	18,125

<sup>※</sup>予防給付の利用は過去の実績を勘案し、サービス量は見込んでいません。

#### 2. 認知症対応型共同生活介護

認知症の方が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴等の介護や支援、 機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	人 数(延人)	228	228	240
	給付費(千円)	43,368	42,515	46,629

<sup>※</sup>予防給付の利用は過去の実績を勘案し、サービス量は見込んでいません。

#### 3. 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特定施設(軽費老人施設等)に入所している要介護者に対し、食事・入浴等の日常生活の介護や健康管理を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
◇羅纶母	人 数(延人)	180	180	180
介護給付	給付費(千円)	24,393	24,393	24,393

#### 4. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、食事・ 入浴等の日常生活の介護や健康管理を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	人 数(延人)	36	48	60
	給付費(千円)	7,910	10,989	13,464

本村において利用が見込まれる地域密着型サービスは、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護者人福祉施設入所者生活介護となります。

#### 第3節 施設サービス

施設サービスの利用見込人数・給付費は、次のとおりです。

1. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・ 入浴等の日常生活の介護や健康管理を行います。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
△羅終⋳	人 数(述	(人ź	672	648	636
介護給付	給付費(千	円)	158,094	152,230	150,221

#### 2. 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。 医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	人 数(述人)	204	204	192
	給付費(千円)	51,371	52,577	48,717

## 3. 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。

看護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護等を受けます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	人 数(述人)	84	84	84
	給付費(千円)	23,329	23,329	23,329

# 第4節 その他サービスや施策等

計画上で見込んでいないサービスにおいても、被保険者の不利益にならないように、介護保険制度上のサービスについては、随時計画年度内において予算化を行います。

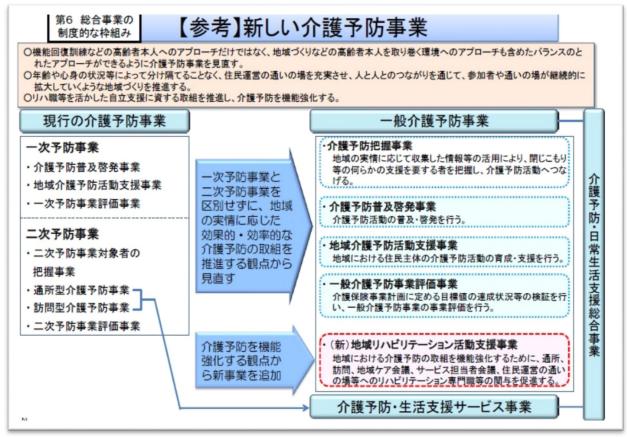
なお、本村における特別養護老人ホームの入所待機者が70人前後と、依然として高い水準で解消されない状況にありますので、本計画期間中に地域密着型サービスや施設サービスの基盤施設整備等を推進し待機者解消を図ります。

# 第4章 地域支援事業

## 第1節 地域支援事業の展開

地域支援事業は、国の介護保険制度改正により、予防給付の見直しと併せて地域支援事業として新しく介護予防・日常生活支援総合事業を実施することとなりました。平成29年4月から完全実施するために、新たな事業の転換を図るとともに要介護・要支援状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう介護予防推進に向けて支援します。

## 1. 介護予防事業



平成 26 年 11 月全国介護保険担当課長会議資料より

# 2. 包括的支援事業

利用者の介護予防事業の支援を行うとともに、高齢者の実態把握と総合的相談・支援、さまざまな職種が連携しての包括的・継続的な支援を行うために次の事業を行います。

#### (1) 地域包括支援センターの運営

要介護状態となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

また、平成29年4月より新しい総合事業の実施に伴い、地域ケア会議の実施 及び在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援サービス体制整備等新たな事 業実施に向けた推進や取り組みも行います。

#### • 介護予防ケアマネジメント事業

要介護状態になることの予防を目的とした介護予防事業、その他のサービス提供のためのケアプランを作成します。

#### • 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度につなげる等の支援を行います。

#### • 権利擁護事業

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を行います。

#### ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における関係機関等の連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行います。

#### 3. 任意事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者及び要介護高齢者を現に介護している方等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

#### (1)介護給付等費用適正化事業

介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行います。

#### (2) 家族介護支援事業

介護方法の指導、その他の要介護高齢者を現に介護されている方の支援のために必要な事業を行います。

- ・ 家族介護支援事業(介護者相互の交流会・研修会等)
- ・ 家族介護継続支援事業(介護の慰労等)

#### (3) その他事業

介護保険事業の運営の安定化及び高齢者の地域における自立した日常生活の支援に必要な事業を行います。

• 地域自立生活支援事業(高齢者相互の交流会等)

## 第2節 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴い、認知症の人は 2012 年の462万人(約7人に1人)から2025 年には700万人(約5人に1人)に達すると見込まれます。

本村は、「認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らせる社会づくり」を基本に、認知症サポーターの養成等の人材育成や、早期発見・早期対応に結びつける医療連携や初期認知症者への集中支援、認知症推進員の設置や認知症ケア向上施策等地域の実情も考慮して推進します。

## 1. 地域包括支援センターの設置

地域包括支援センターは、第3期介護保険事業計画に基づき、平成18年度に設置され9年が経過しました。

その間介護保険制度に基づき様々な事業を行ってきましたが、新たな事業においても要介護状態になったとしても、その人らしい生活を継続できる地域の仕組みづくりを引き続き推進します。

また、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務及び権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行っていきます。

第6期計画においても、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護保険サービスを中心とした様々な支援が継続的・包括的に提供されるようにします。

#### 2. 介護保険運営協議会

地方自治法に規定する村長の付属機関として介護保険運営協議会(以下協議会」という。)が設置されています。

協議会の委員は、被保険者を代表する方、介護に関し識見を有する方、介護サービスに関する事業に従事する方のうちから、村長が任命しています。

介護保険事業の運営にあたっては、協議会の意見をふまえて、適切、公正かつ中立な運営を確保します。

#### 3. 介護給付費等の適正化推進

介護(予防)給付について、真に必要なサービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供等により、利用者に適切なサービスが提供できる環境の整備を図るために、介護給付等に要する費用の適正化を計画の重要課題と認識し、円滑に適正化できる人員確保体制をつくり公平かつ適正な介護給付を行います。

#### (1)認定調査状況のチェック

指定居宅介護支援事業者が実施した変更や更新認定等の認定調査内容に ついて、村職員が訪問や書面審査によって点検します。

#### (2) ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画 の記載内容を、事業者からの提出または事業所への訪問調査により、村職員 等第三者がその内容の点検、指導を行います。

#### (3) 住宅改修等の点検

住宅改修費の申請時には利用者宅の実態確認、利用者の状態確認、工事見 積書の点検を行い、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行います。 また、福祉用具利用者には訪問調査等により福祉用具の必要性や利用状況を 点検します。

#### (4) 医療情報との突合・縦覧点検

老人保健(後期高齢者医療制度、国民健康保険)の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を実施します。

#### (5)介護給付費通知

利用者本人や家族に対し、サービスの請求状況、費用を通知します。

#### 4. 保険料の確保

第6期保険料は、所得水準に応じきめ細やかな保険料設定を行うため介護保険法施行令が改正され、第5期介護保険料の6段階から9段階に多段階化されます。それと同時に国においては、低所得者段階(第1段階から第3段階)について、新たに公費による軽減の仕組みを作り、低所得者の軽減強化を図ることとなりました。軽減強化については、国と歩調を合わせ実施します。

また、普通徴収対象者へは口座振替の推進を図り、介護保険料を納付期限に納付できない対象者に対しては、催告等を積極的に行い納付促進に努めます。

## 5. 人材の確保と育成

国において、団塊の世代が75歳以上となる2025年までに介護人材の必要人数は約250万人必要とされております。しかし介護人材の現状は、労働環境の厳しさや賃金問題等により深刻化しています。また、短期の離職者が多いため、人材の質も低下している状況です。

本村においても、現在提供できる介護サービスは少なく介護サービスの増加を図るにしても、人材確保は必須の問題です。

本村は、国、県の施策と協調し、介護人材の確保や養成及び育成のため研修等を幅広く推進し必要な支援を行います。

# 第6章 第1号被保険者保険料の見込み

# 1. 標準給付費

第6期計画期間中の標準給付費見込額は次のとおりです。

(単位:千円)

	平成 27年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
総 給 付 費	501,350	506,700	510,769	1,518,819
特 定 入 所 者 介護サービス費等給付費	28,500	28,500	28,500	85,500
高額介護サービス費等 給 付 費	12,000	12,000	12,000	36,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,700	1,700	1,700	5,100
算定対象審査支払手数料	379	379	380	1,140
標 準 給 付 費 見 込 額	543,929	549,279	553,349	1,646,557

# 2. 地域支援事業費

第6期計画期間中の地域支援事業費見込額は次のとおりです。

(単位:千円)

	平成 27年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
地域支援事業費見込額	16,100	16,300	22,500	54,900

# 3. 財源構成

		公費負担		保険料		
		50%		50%		
		玉	県	一般会計	第1号 被保険者	第2号 被保険者
介護給付費	施設等	国庫負担 金 15% 調整交付 金 平均5%	17.5%	12.5%	22%	28%
	施設等以外	国庫負担 金 15% 調整交付 金 平均5%	12.5%			
地域支援事業費	介護予防事業	25%	12.5%	12.5%	- 22% -	28%
	包括的支援事 業 任 意 事 業	39%	19.5%	19.5%		

# 4. 第1号被保険者保険料の算定

		計算式	金額
А	標準給付費見込額		1,646,557,320円
В	地域支援事業費		54,900,000円
С	第 1 号被保険者負担分	(A+B) ×22%	374,320,610円
D	調整交付金相当額	A×5%	82,327,866 円
Е	調整交付金見込交付割合		12.33%~12.63%
F	調整交付金見込額	A×E	205,421,000円
G	財政安定化基金償還金		〇円
Н	財政安定化基金取崩による交付額		35,000,000円
ı	保険料収納必要額	C+D-F+G-H	216,227,476円
J	予定保険料収納率		99.8%
K	被保険者数(所得段階別加入割合補正		3,330 人
後)			0,000 /\
L	保険料年額	I÷J÷K	65,068 円
Μ	保険料月額	L÷12	5,422 円

# 5. 第1号被保険者の保険料に関する段階区分

所得段階	所得区分	保険料率	計画上の 保険料 必要額 年額(円)	村軽減強化後 の保険料額 年額(円)
			月額(円)	月額(円)
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 で世帯全員が村民税非課税の方、世帯 全員が村民税非課税で、前年の課税年 金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	<u>基準 0.5</u> (0.45)	29,160 2,430	27,000 2,250
第2段階	第1段階対象者以外の方で前年の課 税年金収入額と合計所得額が 120 万 円以下の方	0.75	48,600 4,050	45,000 3,750
第3段階	第1・第2段階対象者に該当しない方	0.75	48,600 4,050	45,000 3,750
第4段階	世帯の誰かに村民税が課税されているが本人は村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.9	58,320 4,860	54,000 4,500
第5段階	世帯の誰かに村民税が課税されているが本人は村民税非課税で、第4段階に該当しない方	1,00	64,800 5,400	60,000 5,000
第6段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	77,760 6,480	72,000 6,000
第7段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.3	84,240 7,020	78,000 6,500
第8段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未 満の方	1.5	97,200 8,100	90,000 7,500
第9段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	1.7	110,160 9,180	102,000 8,500

・第6期保険料は、国の所得段階多段階化により所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定に改正されかつ低所得者の軽減強化も取り入れられました。

また、国の所得段階多段階化・低所得者の軽減強化施策を考慮し、低所得者が多数 を占める本村として、一段と低所得者に配慮した保険料を決定しました。

それに伴い、介護給付の適正化を最重要課題とし円滑に適正化できる人員確保体制をつくり、より一層の適正化を図り公平かつ適正な介護給付を実施します。